障がい者活躍推進計画の改定について

（定着に関する目標の設定）

１　経緯

・「障害者活躍推進計画作成指針」（厚生労働省告示）の改正に伴い、**定着に関する目標**を本県の障がい者活躍推進計画に位置付ける

|  |
| --- |
| ○障害者活躍推進計画作成指針  障害者である職員の定着率（常勤・非常勤別）等のデータを収集し、整理・分析した上で、その結果等を踏まえ、定着に関する目標（定着率等）を設定することが必要である。 |
| ○障害者活躍推進計画の作成手引き  ・「定着率等」の「等」については、例えば、障害者である職員の平均勤続年数等を想定しており、定着率のほか、平均勤続年数を設定することも考えられます。また、定量的な目標設定が困難な場合には、不本意な離職を極力生じさせないといった目標も考えられます。なお、不本意な離職とは、本人の責によらない職場環境への不適応を原因とする離職などが該当します。  ・定着に関する目標設定については、令和５年４月１日付けの改正により必須とされたため、計画期間中である機関が、新たに目標を設定する場合においては、令和５年４月１日以降に採用された職員を対象とした目標として差し支えありません。 |

２　改定の内容

定着に関する目標を新たに設定する

「職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせない」

３　目標設定の考え方

・本人の希望によるキャリア変更などもあるため、離職を全く生じさせないことを目指すべきものではないと認識

・障がいのある職員の更なる活躍推進を目指すためには、計画上の取組を着実に推進し、誰もが働きやすい職場を実現していくことが必要となるが、このことは、職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせないこと、にもつながるため、定着に関する目標として位置づける

（参考）改定イメージ（知事・企業・議会）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改定後 |
| Ⅳ　数値目標   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目 | 現状 | 目標（期限） | | 障がい者雇用率 | 2.88％  〔知事部局〕  2.69％  〔企 業 庁〕  2.52％  〔議 会 局〕  （令和元年６月１日） | 3.0％  （令和６年６月１日） | | Ⅳ　数値目標等   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目 | 現状 | 目標（期限） | | 障がい者雇用率 | 2.88％  〔知事部局〕  2.69％  〔企 業 庁〕  2.52％  〔議 会 局〕  （令和元年６月１日） | 3.0％  （令和６年６月１日） |  |  |  | | --- | --- | | 項目 | 目標 | | 職場定着 | 職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせない | | |